

学校いじめ防止基本方針

大阪府立農芸高等学校

令和5年5月12日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、農と食を通じて命の大切さを学ぶことを教育の柱の一つとしている。そして、農を通じて命の尊厳を学ぶことで、自尊心と他を思いやる心を養い、生徒が人間的成長を遂げることを人権教育の柱としている。そのために、互いの違いを認め合い、ともに学びともに生きるという意識を養うことが大切である。特にその中でも、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は**物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など
物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ・いじめの認知（事実関係の把握といじめであるかどうかの判断）は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が行う。

- ・例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、学校いじめ対策組織で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う必要がある。

- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生活指導主事、人権教育推進委員長
保健指導主事、教育相談係、各学年主任、学科長、養護教諭

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立農芸高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 人権HR (いじめを考える)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR (いじめを考える)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR (いじめをなくすために)	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)
5月	校外学習	校外学習	校外学習	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施 第2回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認)
7月	農業クラブ研究発表会 大阪大会	農業クラブ研究発表会 大阪大会	農業クラブ研究発表会 大阪大会	第2回委員会 (進捗確認)
8月		農業クラブ研究発表会 近畿大会	農業クラブ研究発表会 近畿大会	
9月	いじめ等アンケート実施 体育祭	いじめ等アンケート実施 体育祭	いじめ等アンケート実施 体育祭	教育相談週間 いじめ等アンケート実施 第3回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認) 体育祭
10月				上半期のいじめ状況調査 第4回委員会(状況報告と取組の検証)

11月				教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
12月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	
1月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施		第4回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認)
2月				第5回委員会(年間の取組みの検証)
3月				

5 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ対策委員会は、年度初めと各学期の終わりになどに年4回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行うとともに、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ取組み状況の検証を行う。また、緊急を要する事態が生じた場合は、随時、対策委員会を開催し、学校全体としていじめ事案に対応していく。

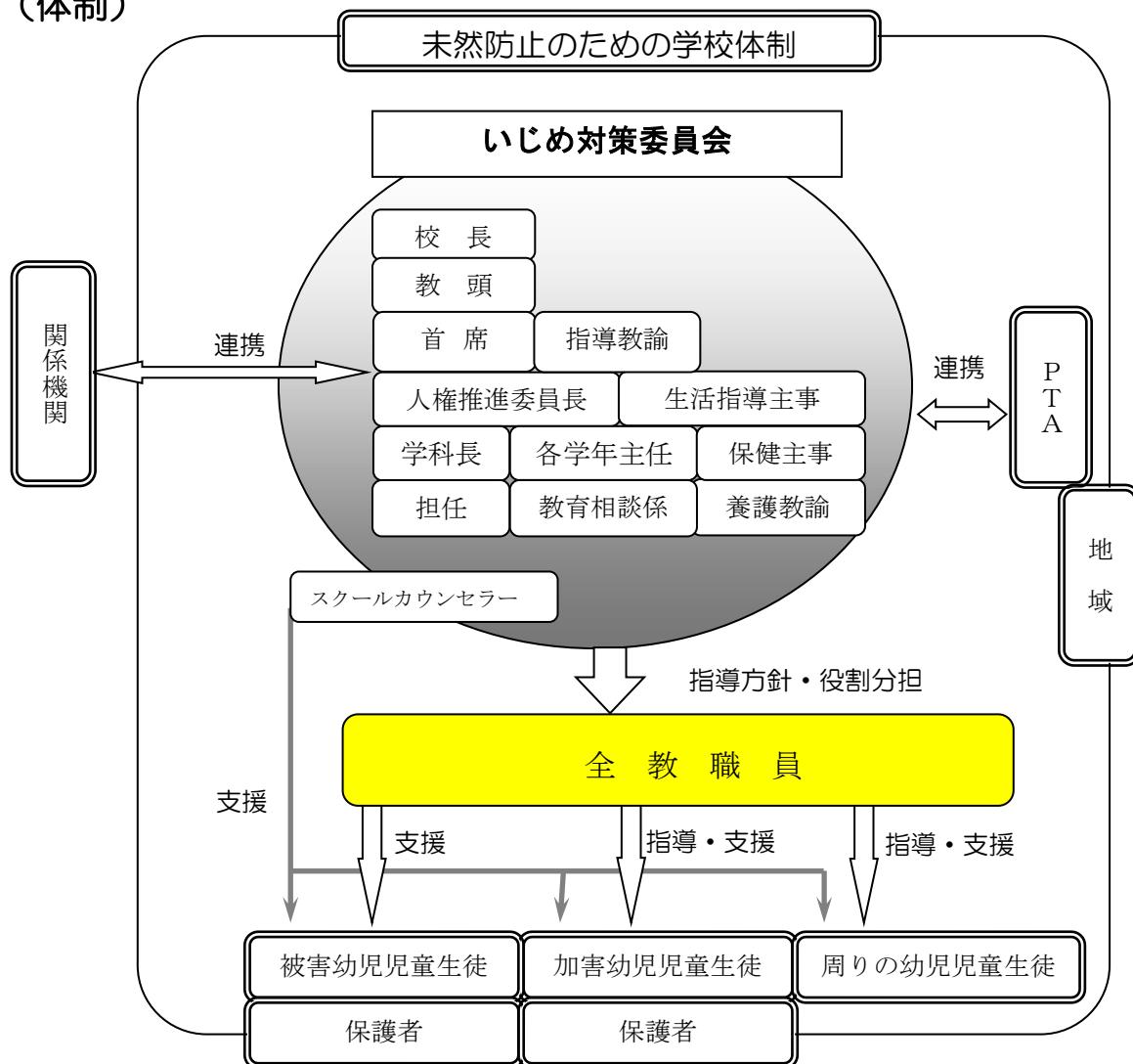
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、職員会議や職員研修等を通じて、いじめは重大な人権侵害で絶対に許されないことであり学校全体として取り組む内容であることの周知を徹底する。そして、いじめをなくすことはすべての生徒がかけがえのない存在として尊重され、安心して安全な学校を作ることであるという認識をもって教育活動を行う。

生徒に対しては、学校は「いじめは絶対に許されない」という教育方針で、家庭や関係機関とも連携して、いじめの予防や解決むけて取り組んでいることを示す。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、様々な学習活動を通じて、生徒のエンパワメントを育み、ネゴシエー

ションやプレゼンテーション能力を育てる。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、まず教職員自身が高い人権意識をもって生徒と接することが重要である。そして、日々の活動で生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう細心の注意を払い、また得られた情報は教職員で共通認識をはかり学校全体で生徒それぞれを見守っていくことが出来るようにすることが大切である。

分かりやすい授業づくりを進めるために、学ぶ側の生徒の立場になって、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、生徒への配慮や支援を考慮した授業が展開されるように努める。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、授業やクラス、農業クラブ活動など様々な生徒の活動の機会を、生徒それぞれの居場所が存在し、かつ生徒の良い学びの場となるように、教職員は場を提供し、生徒それぞれを個と集団で指導するよう努める。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、様々な生徒の活動の場で、生徒自らがリラックスセッション力や仲間とつながる力、仲間を支援する力を養えるように努める。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員の人権意識を高めるよう努める。そのために、具体的事例の教訓化などのいじめに関する研修を充実させる。また、日常から教職員は自らの言動を省みる意識を持ち、研究授業やチームティーチング等を通じて他の教職員とお互いに人権意識を高め合えるように努める。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、命の学習を通じて自尊感情を育み、様々な活動の場を通じて、個々の生徒それぞれが集団の中で必要な存在であることに気づかせるように努める。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒が互いに支え合える集団をつくる意識を育めるように努める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、生徒が安心して答えることができるように、アンケートの目的を明確にし、学校のいじめに対する取り組みやアンケート回答情報の取り扱いなどについて生徒が不安に感じることがないように周知してから実施する。

定期的な教育相談としては、スクールカウンセラーを活用する。

日常の観察として、生徒が発信する小さな個々のサイン、集団からのサイン、家庭でのサインに敏感に反応できるように努める。また、その収集した情報は担任や学年団、教科担当など教職員全体で共有し対応していくようにする。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、生徒の学校での様子を伝え、家庭での生徒発信するサインを収集し、また保護者の思いにも誠実に応えられるように努める。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、誰もが安心して相談できる体制を確立する。

(4) 担任や学年団により生徒と保護者に対して、学校全体がいじめに取り組み、その予防と早期発見と解決のために相談体制を整えていることを広く周知する。

いじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人のプライバシー保護の観点を重視し、関係機関とも連携して、その取扱いと活用には十分注意する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

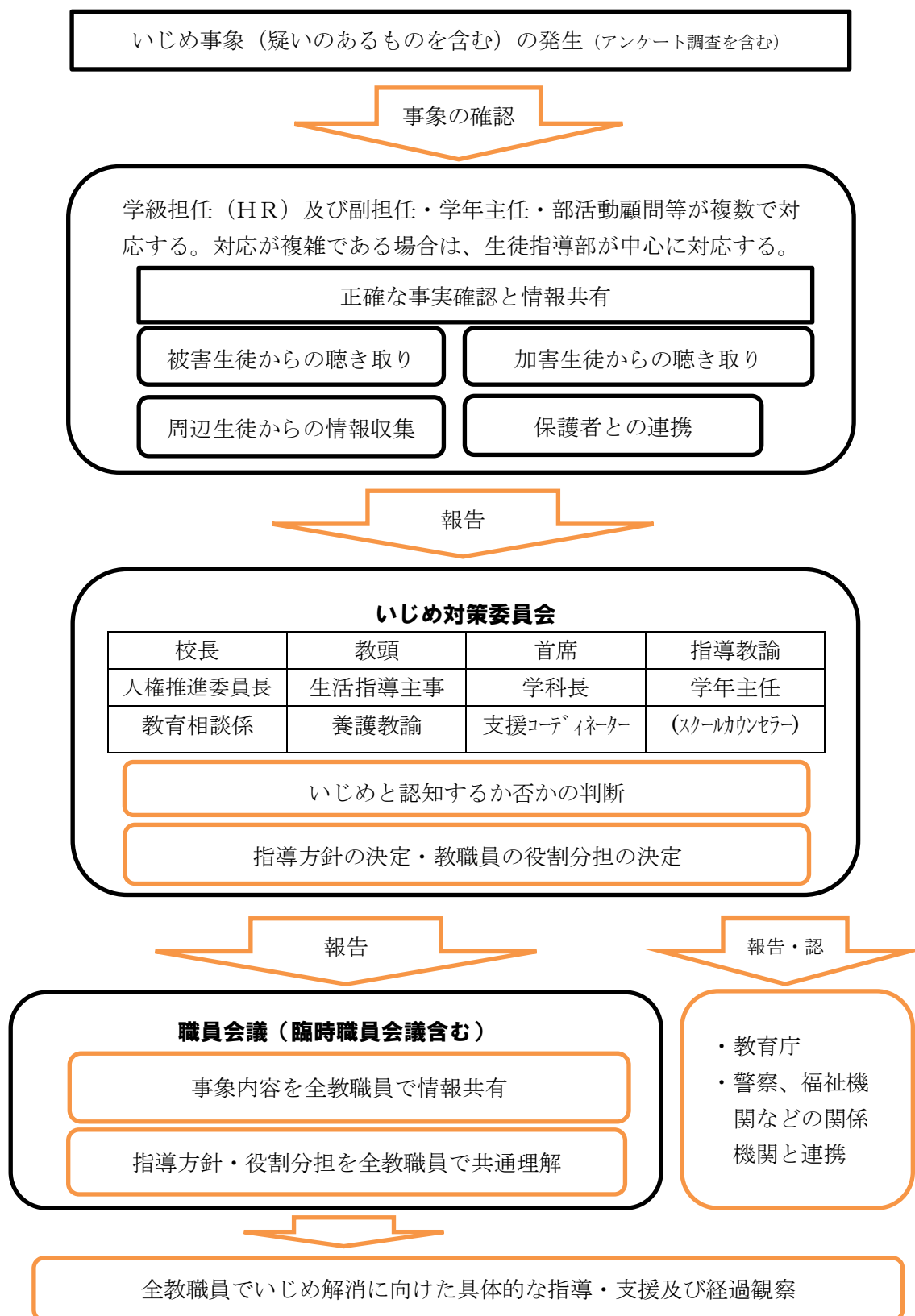
いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめ事象への対応 (チャート図)



いじめ事象 (疑いのあるものを含む) の発生 (アンケート調査を含む)

事象の確認

学級担任 (HR) 及び副担任・学年主任・部活動顧問等が複数で対応する。対応が複雑である場合は、生徒指導部が中心に対応する。

正確な事実確認と情報共有

被害生徒からの聴き取り

加害生徒からの聴き取り

周辺生徒からの情報収集

保護者との連携

報告

いじめ対策委員会

校長	教頭	首席	指導教諭
人権推進委員長	生活指導主事	学科長	学年主任
教育相談係	養護教諭	支援コーディネーター	(スクールカウンセラー)

いじめと認知するか否かの判断

指導方針の決定・教職員の役割分担の決定

報告

職員会議 (臨時職員会議含む)

事象内容を全教職員で情報共有

指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

報告・認

- ・教育庁
- ・警察、福祉機関などの関係機関と連携

全教職員でいじめ解消に向けた具体的な指導・支援及び経過観察

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や校外学習、農芸祭や農業クラブ活動等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の確認について

- (1) いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいることを確認する。
(目安として少なくとも3か月)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

第5章 その他

《参考資料》

- ◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf
- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf
- ◇ いじめ防止指針（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>
- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>